

平成24年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成24年6月1日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敦博君	事務局長補佐	植田知孝君
--------	-------	--------	-------

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	寺田典弘君	副町長	石本孝男君
総務部長	松田明君	総務部参事	上田繁君
住民福祉部長	平井洋一君	産業建設部長	高村吉彦君
上下水道部長	取田弘之君	秘書広報課長	寺田元昭君

監査委員	檜	宏君	教育委員長	森	章浩君
教育長	片倉	照彦君	教育部長	福井	良昌君
会計管理者	小泉	義次君	選挙管理委員会 事務局長	小埜	任啓君
農業委員会 事務局長	住井	康典君			

平成24年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月1日（金曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○休憩（日程の説明）

○議第31号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

・提案理由の説明

・採決

○発議案の一括上程（発議第5号より発議第7号までの3議案について）

・趣旨説明

・質疑

・討論

・採決

○報第 3号 平成23年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

○報第 4号 平成23年度田原本町介護保険特別会計予算事故繰越し繰越計算書の
報告

○議案の一括上程（報第5号より議第30号までの14議案について）

○町長より提案理由の説明

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成24年田原本町議会第2回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成24年田原本町議会第2回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、日本の電力需要、とりわけこの夏の関西の電力不足が新聞で毎日のように報道されております。本町におきましても6月1日より予定いたしておりましたノーネクタイ・ノー上着を、予定の時期を早めて5月21日より実施し、皆様にもご協力をいただいているところでございます。加えて前年同様、節電要請にも対応すべく庁舎等の節電対策も図り協力いたすところでございます。

今期定例会におきましては5件の報告事項及び12議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

会期の決定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から7日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は7日までの7日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りをいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

15番、上田幸弘議員、16番、竹村和勇議員、1番、森井議員、以上の3名の方をお願いをいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

(監査委員 檜 宏君 登壇)

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る3月26日、4月26日、5月25日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する2月29日、3月31日並びに4月30日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

議第31号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞く
ことについて

○議長（松本宗弘君） 議第31号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

議第31号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成24年6月1日提出

田原本町長 寺田典弘

住所 田原本町大字三笠241番地の24

氏名 まえだ やすなり
前田 恭成

生年月日 昭和18年1月15日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第31号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字三笠241番地の24、前田恭成氏、昭和18年1月15日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦

につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、議第31号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり前田恭成君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

発議案の一括上程(発議第5号より発議第7号までの3議案について)

- 議長(松本宗弘君) 続きまして、発議第5号、再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書から発議第7号、子ども子育て新システムの撤回を求める意見書までの3議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第5号、再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書から発議第7号、子ども子育て新システムの撤回を求める意見書までの3議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、発議第5号より発議第7号までの3議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第5号について、5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

- 5番(古立憲昭君) おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今期定例会に提出させていただきました再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書に対して趣旨説明をさせ

ていただきます。

すべての原子力発電が停止をしました。今年の夏も節電を全国的に迫られる中、太陽光や風力など再生可能エネルギーの注目が集まっております。石油や石炭などの化石燃料はCO₂を大量に出し、いずれ枯渇します。しかし、この再生可能エネルギーはCO₂をほとんど出さないクリーンエネルギーであり、何度でもできるというメリットがございます。

日本では、もともと地球温暖化という対策として、CO₂を排出しないエネルギーの開発が急がれておりました。そして昨年、東京電力福島第一原発の深刻な事故を受け、再生可能エネルギーの拡大が脱原発依存への弾みとなると期待されております。

こうした状況を踏まえ、再生可能エネルギーの利用促進を目指した固定価格買取制度が7月1日からスタートいたします。同買取制度は昨年8月に成立しました再生可能エネルギー特別措置法に基づき、太陽光やほかの5分野が対象で、これらの新規設備でつくった電気の全量を電力会社が固定で買い取ることを義務づけております。もちろん住宅に伴う太陽光発電については、現状、余剰電力の買取制度が継続しております。

経済産業省の第三者委員会が4月末に提示した2012年度の買取価格は太陽光が1キロワット当たり42円と、それぞれの買い取りが決まっており、買取期間は10年から20年になっております。

その一方、電力会社が買い取る費用は電気料金に上乗せされ、企業や家庭など電気料金が使用電力量に応じて再生可能エネルギー賦課金を負担することになっております。そして今年8月分から電気料金の支払いが始まります。

減免措置としては、大量電力を消費する事業所や、東日本大震災の被災者の方々は来年4月分までは全額免除されるということになっております。

このような再生可能エネルギーの普及や買取制度の開始で、確かな一歩を踏み出す反面、政府が積み残している課題も少なくないのであります。制度の成否のかぎを握るのが買取価格と買取期間の設定であります。価格は毎年見直しが行われるが、民間企業などの新規参入を促すため、採算がとれる価格設定が求められております。ただ、電力会社が買い取る費用は電気料金に上乗せされ、一般家庭の場合は使用電

力量に応じて再生可能エネルギー賦課金を負担することになります。つまり再生可能エネルギーが普及するほど企業や家庭の負担はさらに増えるという一面があります。

そのため買取価格の見直し作業を通し、事業の新規参入促進と消費者の負担軽減と両立させる適正な価格を検討し、改善していくことが何よりも重要となってまいります。もちろん技術も急がれます。そして、さまざまな規制の緩和や撤廃も不可欠となってまいります。さらに脱原発依存の工程表を盛り込んだ新しいエネルギー政策の策定が重要になってまいります。

政府は脱原発依存の方針を打ち出しているが、中長期的な再生可能エネルギー導入も目標や道筋を依然として描けないでおります。

こういった観点から特に下の3点についての意見書を提出させていただきました。

1つには、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。

1つ、買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。

1つ、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上が今期定例会に提出させていただいた分の趣旨説明でございます。

議員各位におかれましては、どうかご理解いただきまして、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君）　続きます、発議第6号及び発議第7号について、9番、吉田議員。

（9番　吉田容工君　登壇）

○9番（吉田容工君）　それでは発議第6号、大飯原発の再稼働に反対を表明する意見書の趣旨説明を述べさせていただきます。

昨日も、政府のほうと言いますか、国のほうでは大変急ピッチに再稼働の動きが進んでいるかのように思われます。しかし、昨年の福島第一原発事故以降、原発も潰れることがある、いったん潰れると被害を留めることも、原子炉に近づくことも

できない状態であることが国民の皆さんの認識になりました。

福島第一原発事故以前のように、電力を確保する1つの手段として選択できる対象ではなくなりました。もし再稼働するとしたら、再稼働の是非は政治の判断ではなくて、科学的安全性が確保されているか、これが最大の基準であります。この間も鳥取西で地震がありました。新潟でも地震がありました。次は福井沖あたりが一番危ないと言われていています。地方自治体の責務は住民の命と暮らしを守ることです。この立場から、まず大飯原発の安全性が本当に認識されているのか、この問題をクリアしない限り、再稼働には進めません。

しかし、総延長63キロメートルに及ぶ熊川断層、FOB断層、FOA断層の3連動地震の評価については専門家から低すぎると指摘されています。

(「熊川断層、FOB断層、FOA断層の記載された地図を壇上より示す)

簡単な地図ですが、大飯原発がここにありまして、熊川断層が陸地にあり、それに続いて海上にFOA断層、FOB断層と、ほぼ一直線に並んでいる。大飯原発とわずか1キロほどしか離れていない。こういう実際の地理的な環境があります。

その点では、もっと科学的にこの地震についての究明が必要であります。苛酷事故時に必要とされている免震事務棟ありません。今回、福島第一原発で起こった水素爆発を回避するためのベント機能ありません。原発事故が起こった場合の放射能被害の予測も住民避難計画ありません。安全が確認されたとはほど遠い状態です。

このような状態で再稼働すれば、本町住民の皆さんの命と暮らしを守ることはできません。原発事故の影響については、距離が100キロメートル以上離れていても被害を受けることは福島第一原発事故でも明らかです。

当議会が電力確保をするためには、大飯原発再稼働やむなしの意見に対し、問題の次元が違うことを明らかにし、まず原発の安全性を確認することが第一であることを、本意見書を採択することによって表明されることを求めます。

続きまして、発議第7号、子ども子育て新システムの撤回を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

現在の子育て制度には、いろいろな問題が含まれていると指摘されています。特に保育園と幼稚園の二重制度になっていること。待機児童が多く、住民の需要に応え

られていない現状を打開することが必要である。この状態を改善することを目的として打ち出されたのが新システム法案です。ところが、その中身は保育園、幼稚園、こども園と今以上に複雑になること。国の最低基準が外され、今よりもサービスが後退する可能性が大きいこと。保育園等供給量が確保される保証がないことなど、当初の問題解決には全くならないこと。また現行のサービスから後退することなどが危惧されています。

それに加えて、市町村の役割がいろいろな責務が課せられていますが、町の役割が後退し、結果として、保育園等への入園につながらないこと。利用者と園との直接契約になり、利用者が選別されることが明らかになりました。その結果、本当に保育を必要とする人に保育を提供できなくなることも明らかになってきました。当議会が待機児を解消し、安心して預けられる保育制度を確立することを求めることを宣言し、そのためにも新システム法案の撤回を表明されることを求めるものです。

ぜひ多くの議員の皆さんが賛同いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 発議第5号、再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書について質問させていただきます。私もこの中身、趣旨については賛成であります。ちょっと気になったところがありますので聞かせていただきたいと。

この意見書の中に、導入にあたっての課題というのが挙げられています。「風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められています。」ということで、今の導入にあたっての課題がここに挙げられています。私もそうだと思います。

そこで聞きたいのは、その下の「記」の中に、要望の3つの中に、農地法の問題などの環境整備をすとか、太陽パネルの初期費用の問題をどうするかとか、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化をしてほしいということが、下の要望には入っていないんですね。なぜここにこう挙がっているのに、これを言わないのかなと

いうところが気になっていますので、そこをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） それは最初に挙げた、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などを実施することによって、それは可能ではないかなと思っております。

初期費用とか、そういう部分をここで回収していくような政策をしてあげればいんではないかという思いでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） その初期費用の問題は減税等で対応になるかと思えますけども、手続きの簡素化、それから農地法の問題とかはそこではならないので、それはどうなのかなというところを教えてください。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） その辺は、この再生可能エネルギー発電事業にかかわる規制改革という部分に入ってくるのではないかと考えております。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか、吉田議員。（「はい、結構です」と吉田議員呼ぶ）

ほかにありませんか。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 発議第6号、大飯原発の再稼働に反対を表明する意見書について少しお聞きさせていただきます。

私も、やはり脱原発という立場からいくと、若干、大飯原発の再稼働に対しては疑問を抱いているものでございますが、これを再稼働しなければ、やはり近畿地区の電力供給が非常に厳しくなるのではないかと。特に中小企業とか、そういったところがこれによって工場生産ができないために、倒産のおそれもあるということも伺っております。

それともう1つは、電気によって生命維持がされている方、この方に対してどういうことをしていくのか。そこら辺をきちっとしていかないと一概に原発の再稼働を止めるということはどうかなという、私自身も今思案中なんですけども、その辺をどう考えておられるのかをお聞かせください。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） その問題は、今趣旨説明で述べさせていただきましたけども、こっちをとるか、こっちをとるかという問題ではないんだという思いであります。

まず原発が安全かどうかということは、それはそれで確認しなければならないと。それと電気をどう確保するか、それはそれで確認しなければならないと。

今まで原発を使ってきたから、まあ言ってみたら、スイッチ入れたら何週間後には動き出すというものになっていますから、手ごろにはあります。しかし、電気が足りないから動かす、次また電気が足りなかったら、また動かすということを繰り返していったら、先ほど発議第5号で再生可能エネルギーを一生懸命やろうというところに向かわない。

これまでの再生可能エネルギーが総発電量の3%に抑えられているのは、原発を国策として進めてくる。それに対して再生可能エネルギーは形だけやっておこうというところの動きがあったから、こういう状態になっているわけで。

その点では、まず電源をどう確保するかということと、原発の安全を確保すると、確認するということは別に考える必要があるだろうと。

特に原発を動かさないと決めれば、次に電源をどう確保するかということに、本当に知恵が出てくるんだろうと思います。

この前、デンマークに行かれた方に聞いてみましたら、デンマークでたくさんの風車が動いているそうです。その風車のメーカーは日本のメーカーです。デンマークの方は「なぜ日本のメーカーが、これだけ技術力が高いのに日本ではしないんですかと反対に聞かれた」という話も伺っています。

その点では、去年の夏も乗り越えました。今年の夏、同じことをしろとは言いません。やはり工夫すればいろんな策が出てくる。その知恵と工夫をやっぱり引き出すことが再生可能エネルギーの普及につながってくるんだろうと私は思います。

原子力発電で、もしか事故が起こっても田原本町の方に全く影響がないのだと、風評被害もないんだということなら、またそれは別だと思えますけども。そういうことは全く考えられませんし、本当に危険なところが指摘されていると。その点では科学的に安全が確保されているかどうかを、やはり一番最大の再稼働の条件にすべきだということで、この意見書を出させていただきました。

だからといって電源はこう確保できますよという、そういう今、案というか、安

易な案はありません。電気を確保することは大変難しいと思います。しかし、それは工夫次第でできると思いますし、そういうところに期待したいと思っています。

ですから電源確保をするために動かすかどうかじゃなくて、本当に原発が安全かどうかという確認するというをここで求める必要があるんだろうと思います。

そういうことです。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 長期的に見た場合は、おっしゃるとおりに安全性の確認とか、そうしていかなきゃならないと思うんですけども。これはもう今年の夏、もう今なんですよ。今どうするかという話で、じゃあ、これを止めることによって中小企業の方々の問題とか、それから生命維持装置をされている問題を切り捨ててもいいんですか。そのことをちょっとお聞きしたいです。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 大変厳しいご指摘でございます。ただ、私が持っている資料として、本当に関西電力が15%足りないって、本当に足りないのかというところが説明も全く受けてませんよね。四国電力や中国電力や中部電力から関西電力が電力を融通してもらおうという話も進んでいますね。それが本当にできないのかというところも、わかる資料は何もないわけです。

ただ事実として言えることは、去年の夏は乗り越えたんです、計画停電せずにね。ですから、それ以上の工夫をすれば必ず乗り越えられると。今それがために中小企業の経営がだめになるとか、そういうことで本当にこの危険とわかった原発を動かすことを、本当に政治的な判断としていいのかどうかというところが今問われているんだと思います。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。11番、松本美也子議員。

(11番 松本美也子君 登壇)

○11番(松本美也子君) 子ども子育て新システムの撤回を求める意見書に賛成の立場から討論を行わせていただきます。

公明党は自公政権時代、幼保一体化の第一歩として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能を持つ「認定こども園」をつくり、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図り、昨年4月現在で911カ所で拡大、利用する保護者の約8割が評価をし、約9割が「さらに推進をしてほしい」とのアンケートで回答をいただいています。

わずか5年余りの間に制度の大幅な変更を行うことを考えると、関係者が苦労を重ねて軌道に乗せてきた認定こども園制度の実績や課題をきちんと検証した上での提案でなければなりません。

新システムで質量両面から子ども子育て支援を充実させるための財源について、保育の量的拡充と職員配置の充実など、質の改善を合わせると、2015年度に1兆円程度の所要額に対し、政府は税制改正で7,000億円を確保するとしても、残りの3,000億円の確保は不明確、恒久的財源の確保に不安が残ります。

今回の制度改正の最大の変更点の1つに、保育に欠ける子に対する市町村の保育の実施義務を外し、責務になるということ。利用者は市町村にシステムの利用を申し込み、市町村が支給認定をする。それをもって利用者は受け入れ施設を探し、直接契約を結ぶこととなります。これからは保護者がいくつもの施設を回らなければならない、産後であったり、時間に余裕のない保護者には大きな負担となります。障がいなどで特別な支援が必要な子どもの施設も保護者が自力で探さなければならなくなる上、子ども園側は手のかかる子どもの入所を拒否するのではないかと不安の声も寄せられています。

新システムでは幼保一体化により、保育の量的拡充を図ることで待機児童を解消していくとしています。しかし、幼稚園がすべて総合こども園に移行するわけではなく、総合こども園は待機児童が多い3歳児未満児を受け入れを義務づけないこととしています。待機児童の8割が3歳未満である現状を考えると、新システムでは待機児童の解消は期待できません。

保育所は一定期間が経過した後に、原則すべて総合こども園に移行することが義

務づけられています。幼稚園はそのような義務は課せられておりません。保育所の移行期間も私立は3年、公立10年、この差は何か。不公平感も広がっています。

学校として位置づけられる総合こども園への株式会社の参入を認めたことにも、安易な事業撤退や、営利主義による人件費の圧迫が起こらないか、懸念の声が上がっています。現状の認定こども園制度を廃止して、新システムを導入する必要性は全く認められません。

以上、恒久財源確保の問題、保育の責任の所在不明確、複雑でわかりにくい仕組み、待機児童の解消も期待できないということを申し上げまして、政府案の子ども子育て新システムの撤回を求める意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 大飯原発の再稼働に反対を表明する意見書に賛成します。

野田首相は「安全性は確認できた」と言い、また先日の関西広域連合の会合で再稼働が事実上容認されたことを受けて、「一定の理解を得た」「社会全体の安定と発展のために重要」と述べています。本当にそうでしょうか。

そもそも福島事故の原因も究明されていないし、除染も進まず、今もなお多くの福島県民が避難している中、野田首相の発言は福島県民の気持ちを逆なでするものです。

ひとたび事故が起こったら、被害が福井県とおおい町だけでは済まないということは、あの福島の事故の結果を見れば、だれでもわかることです。ましてや3つの長い活断層があり、いつ地震が起こるかもわからない、この日本列島、いったん大きな事故が起きれば手のつけようがなく、使用済み核燃料の安全で確実な処理方法は存在しないという根本的な問題を抱え、住民の不安や危険と引き換えにしているのが原発です。福島のように緑豊かな自然や家を、そして家畜や動物までも置き去りにして出て行かなければならない、あの現状を目にすると、絶対に原発の再稼働は許すことができません。

各議員の皆さん、この大飯原発の再稼働に反対を表明する意見書にご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

引き続き子ども子育て新システムの撤回を求める意見書に賛成討論をします。

新システムの検討内容には、保育制度以外にも子ども手当などの現金給付制度や幼稚園学童保育、地域子育て支援など、子育てに関する多くのものが含まれていますが、その中心は保育制度をどう変えるかということです。私は22年間、保育士として保育の現場で働いてきました。このシステムを知り愕然としました。

まず1つ目は、市町村は保育が必要であるかどうかを認定するだけになり、保育所入所に責任を持たず、保護者は保育所を自力で探し、直接契約をしなければならないのです。これは大変労力の要ることで、小さな子どもを抱えている親の大変さは、はかり知れません。

2つ目は、国が定める最低基準がなくなり、保育の地域格差が広がり、子どもの命、安全が危険にさらされます。さらに規制緩和により、子どもをもうけの対象にするような事業の参入に歯止めがかけられなくなります。

3つ目は、保護者は所得にかかわらず、利用すればするほど負担が増える仕組みになります。基本の料金のほかにも各施設が独自に特色ある教育などで、いろんな費用を徴収することが検討されています。したがって親の収入で子どもの保育条件や内容が決まる傾向が強まります。

4つ目は、保護者の就労時間などを基準にした認定になるので、保育所の利用はばらばらになり、集団での生活や遊びは困難になります。このことは保育士にもやりづらいことです。

5つ目は、保育所の経営が不安定になり、保育士の労働条件の悪化も避けられません。その結果、保育の質が低下し、子どもの健やかな育ちを保証することができなくなります。

以上のような状況を生み出すことは絶対避けなくてはなりません。子どもの幸せと育ちを守り、家庭の子育てを支えることは、私たちみんなの願いであり希望です。

政府が新システムを撤回し、国と自治体が責任を負う現行保育制度を拡充することを求めて、この意見書に賛成します。各議員の皆様のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第5号、再生可能エネルギーの導入促進に向け

た環境整備を求める意見書への賛成討論をさせていただきます。

先ほども言いましたように、現在、風力や太陽光発電、小水力発電など、再生可能エネルギーの割合は、わずかに発電量の3%です。これは再生可能エネルギーを取り入れないと世間体が悪いことから各電力会社が形づくりとしてつくってきたものです。

なぜかと言いますと、国が原子力発電推進施策を展開するためには、再生可能エネルギーは、理論的にはよいがコストが高いですよというイメージを植えつけるため、再生可能エネルギーの発電コストを高止まりさせてきた結果です。再生可能エネルギーの開発に日本企業は高い評価を受けてきました。再生可能エネルギーに積極的に取り組んでいるデンマークでも、メイド・イン・ジャパンの風車等が使われています。

国が長い間、原発推進施策に取り組んでいる間に、他国の技術開発が進み、日本企業の技術がいつの間にか遅れをとってきている状態も生まれています。その点では、まず原発最優先施策を放棄し、再生可能エネルギー推進施策に国の方向性を転換させることが一番大切ではないでしょうか。

今議会に提出されている本意見書に、原発最優先の国策を撤廃することがうたわれていないことは残念ですが、再生可能エネルギーの導入の促進を強調する本意見書の趣旨に賛同いたしまして、賛成の意を表わさせていただきます。よろしく願います。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第5号、再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第6号、大飯原発の再稼働に反対を表明する意見書を採決いた

します。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして、発議第7号、子ども子育て新システムの撤回を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

報第3号 平成23年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越
計算書の報告

報第4号 平成23年度田原本町介護保険特別会計予算事故繰
越し繰越計算書の報告

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第3号、平成23年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告、報第4号、平成23年度田原本町介護保険特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についての2議案を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成24年田原本町議会第2回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項につきまして概要の説明を申し上げます。

報第3号、平成23年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、コンピュータシステム改修業務委託料ほか7事業について、総額2億8,444万7,000円を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146

条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報第4号、平成23年度田原本町介護保険特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、コンピュータシステム改修業務委託料について、国の制度改正の遅延等により年度内の完了が困難となり294万5,000円を事故繰越しとして翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものであります。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

報第3号、平成23年度田原本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告及び報第4号、平成23年度田原本町介護保険特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（報第5号より議第30号までの14議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第5号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告より、議第30号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの14議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第5号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告より、議第30号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの14議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、平成24年田原本町議会第2回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第5号、平成24年度田原本町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告につきましては、補正予算額は2億8,583万4,000円の増額で、予算総額は100億1,983万4,000円となります。

補正の内容といたしましては、地方債を低利に借り換えるために、借換債を新たに2億8,580万円計上するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年5月24日付けで専決処分したものでございます。

次に、報第6号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び報第7号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成24年度の税制改正による「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が平成24年3月31日に公布になり、平成24年4月1日より施行になる改正部分について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付けで専決処分をしたものでございます。

主な改正内容は、固定資産税及び都市計画税の評価替えに伴う年度の修正及び課税標準の特例の整備でございます。

次に、議第20号、平成24年度田原本町一般会計補正予算(第2号)につきましては、補正予算額が790万円の増額で、予算総額は100億2,773万4,000円となります。

補正の内容といたしましては、まず第7款土木費、300万円の増額は、京都府等において登校中の児童らが巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いでいることから、通学路の安全を確保するための交通安全対策事業費でございます。

第9款教育費、490万円の増額は、先の第1回定例会で議決をいただきました、

平成24年度に事業費を繰り越しました埋蔵文化財収蔵庫等整備事業において、設計の段階で当該建設地の地盤が軟弱であることが判明したため、地盤改良工事に要する費用を計上するものであります。

なお、財源については、いずれも繰越金でございます。

次に、議第21号、平成24年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額が515万3,000円の増額で、予算総額は761万8,000円となります。

補正の内容といたしましては、住宅新築資金等の借受人から繰上償還があり、地方債の繰上償還及び運用基金の積み立てを行うもので、財源は繰越金でございます。

次に、議第22号、田原本町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、外国人登録法の廃止により、印鑑の登録についての引用法令等を整備するものでございます。

次に、議第23号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、先の税制改正に基づく変更のうち、平成25年以降に施行になる部分について所要の改正を行うもので、主な改正内容は、退職分離課税における軽減措置の廃止、法人の実効税率の引き下げに伴う財源調整のための県たばこ税から町たばこ税への税源移譲及び年金受給者の申告手続きの簡素化を行うものでございます。

次に、議第24号、田原本町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、外国人登録法の廃止により、廃止される証明書の発行手数料を削除する改正でございます。

次に、議第25号、公共下水道事業（公）第24-1号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、笠縫地内の町道笠縫1・2・4・8・9・10号線において、下水道工事495メートルと上水道工事1,309メートルを契約金額7,672万3,500円で、田原本町大字新町35番地の4、三輪工業株式会社、代表取締役 辻中正三と、議第26号、公共下水道事業（特）第24-2号・同工事に伴う水道管移設合冊工事請負契約締結につきましては、宮古地内の町道23号線・小阪富本線・十六面黒田線において、下水道工事484.5メートルと上水道工事226.6メートルを契約金額5,612万8,800円で、田原本町大字千代848番地の1、株式会社北林組、代表取締役 北林靖浩と工事請

負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第27号、財産の取得につきましては、議会会議音響システム購入であり、取得価格688万8,000円で、天理市稲葉町393番地の1、奈良文庫電気設備株式会社、代表取締役 吉田二郎より取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第28号、財産の取得につきましては、田原本町指定ごみ袋の購入であり、取得価格837万678円で田原本町大字秦庄432番地の7、株式会社文政田原本営業所、代表取締役 虎走恵介より取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第29号、指定管理者の指定につきましては、田原本町笠縫駅前自転車駐車場の指定管理者に、橿原市北八木町1丁目1番8号、阪神管理サービス株式会社、代表取締役 清水克益を指定し、指定の期間を平成24年9月1日から平成27年8月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第30号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、外国人登録法の廃止による関係市町村の負担金の算定方法について規約の変更を行うため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前10時52分 散会